

畜産振興事業補助実施要綱

(令和6年度)

地 方 競 馬 全 国 協 会

地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱

(昭和 53 年 11 月 14 日 53 地全協畜第 1793 号)

最終変更令和6年3月 19 日令和5地全協畜第 131 号

(趣旨)

第1条 地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、国、地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、畜産振興諸施策を円滑化し、若しくは補完し又は先駆的役割を果たすことを目的として、第2条第3項に掲げる団体が行う馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業を実施するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業(地方競馬全国協会業務方法書第 32 条に規定する事業をいう。以下「補助事業」という。)の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の選定の基準)

第2条 補助事業は、前条の補助の目的に即し、国、地方公共団体が行う畜産振興諸施策との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとし、補助事業の実施期間は、別表に掲げる事業ごとに定める期間とする。

- (1) 農業振興地域、酪農・肉用牛生産近代化計画樹立市町村、国の行う生産振興総合対策の地域農業マスタープラン策定市町村等、国又は地方公共団体が農業又は畜産の振興を図ることとしている地域において行われる事業であること。
 - (2) 都道府県の区域内を事業地区とする団体が実施する事業にあつては、都道府県の適切な指導を受けられるものであるとともに、都道府県等が積極的に推進する事業であること。
 - (3) 事業の必要性が高く、補助の成果を期待しうるものであること。
 - (4) 事業の実施の確認が困難でないものであること。
- 2 補助事業の範囲は、別表に掲げる馬の改良増殖の推進、畜産の経営又は技術の指導、畜産経営の合理化及び家畜・畜産物等の流通合理化に係る事業、その他畜産の振興上特に必要と認めるものとする。
- 3 補助事業を行う事業主体(以下「事業実施主体」という。)は、次に掲げる団体の中から、協会に設置する畜産振興補助事業に係る審査委員会の審査を経て、協会が事業実施主体候補者として決定し、その後補助金の交付の決定を行った団体とする。
- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人
 - (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人
 - (3) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその総株主の議決権(株主総会において議決することができる事項の全部

につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式に係る議決権を含む。)の過半数を有する法人

- (4) 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社

ただし、株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でないものとし、持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員(その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。)が、業務を執行する社員の数の過半を占めていること。

- (5) 畜産を営む個人が直接の主たる構成員となっている団体

ただし、当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

ア 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。

イ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

ウ 意思決定の機関及びその方法についての定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

オ 収支計算書及び会計帳簿を作成している等、財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

- (6) 高等学校又は大学(大学共同利用機関法人を含む。)

- (7) 前各号に掲げるもののほか、協会が適当と認める団体

4 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費については補助しない。

(1) 現に国等の行う補助の対象となっているものに要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(2) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(3) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(4) 物品の更新又は消耗的物品、古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(5) タクシー及びレンタカーによる移動に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

(補助金の額の算出の方法)

第3条 補助金の額は、各事業について別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

(補助事業の実施)

第4条 補助事業は、当該事業を実施するその年の4月1日以後に開始し、翌年の3月 31日までに完了しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第8条第3号の承認を受けた場合又は事業実施主体候補者の会計年度が協会と異なる場合であつて、協会が事業の円滑な実施を図るため特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助事業の選定の申請)

第5条 補助事業の選定の申請をする者は、別紙様式第1号による選定申請書を協会が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであつて協会が特に認める場合にあつては、この限りでない。

2 補助事業の選定の申請をする者は、前項の規定による選定申請書を提出するにあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 協会は、前条第1項の規定により補助事業の選定の申請があつた事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合において、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

(補助事業の着工又は着手)

第7条 施設整備事業の着工(機械の発注を含む。)は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、交付決定前に、事業実施主体候補者から別紙様式第 11 号によりその理由を明記した事前着工に係る協議があり、協会が、地域の実情に応じ事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ないものと認めた場合はこの限りでない。

2 施設整備事業以外の事業の着手は、当該年度の補助金の交付の決定に基づいて行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により、交付決定前に、事業実施主体候補者から別紙様式第 12 号によりその理由を明記した事前着

手届の提出があった場合はこの限りでない。

- 3 事業実施主体候補者は、第1項又は第2項のただし書により補助事業の事前着工又は着手をする場合、申請内容の一部又は全部が選定されない場合があること、及び補助金の交付の決定までのあらゆる損失等について自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の条件として付する事項は、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項とする。

この場合において、補助事業の要件に規定する事業の規模は、補助事業の実施場所ごとのものとする。

- (1) 事業実施主体は、協会が指定した経費に係る補助金については相互に流用しないこと。
- (2) 事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
 - ア 協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合
 - イ 補助事業の実施場所を変更しようとする場合
 - ウ 協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合
- (3) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。
- (4) 事業実施主体は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。
- (5) 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。
- (6) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを廃用しようとするときは、別に定める期間を経過した場合を除き、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること及び当該承認にあたって条件を付された場合には当該条件を遵守すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要と認めて付する事項

(補助金の交付の決定の通知)

第9条 協会は、第6条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助事業の選定の申請をした者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び前条の規定により協会が付した条件を通知する。

- 2 協会は、前条第2号の規定により変更の承認をしたときは、事業実施主体に対し変更し

た交付の決定の内容を通知する。

(補助事業の選定の申請の取下げ)

第 10 条 補助事業の選定の申請をした者は、前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による補助金の交付の決定の取消し等)

第 11 条 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 協会は、前項の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を事業実施主体に通知する。

(事業実施主体の名称変更)

第 12 条 事業実施主体候補者又は事業実施主体がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。

(補助事業の完了等の報告)

第 13 条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第6号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して2箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業完了時における前項に基づく報告書の提出にあたっては、別紙様式第1号の事業計画目標等に照らして、その事業実施状況等を評価し、その結果を別紙様式7号による個別評価結果等報告書により、補助事業の完了日から起算して2箇月を経過した日までに協会に提出しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした事業実施主体は、第1項の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項

の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第8号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、次条の確定の通知のあった日の翌年6月30日までに別紙様式第8号により協会に報告しなければならない。

(補助金の額の確定とその通知)

第14条 協会は、前条第1項の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第9条第2項の規定による交付の決定の変更又は第11条第2項の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

(補助金の交付の方法)

第15条 補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。

2 事業実施主体は、前項ただし書きによる概算払を必要とする場合は、別紙様式第13号による概算払交付申請書を協会に提出すること。

(補助金の交付の決定の取消し)

第16条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 協会は、協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として当該補助金の交付の目的に従って交付される補助金(以下「間接補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、事業実施主体に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、事業実施主体に通知する。

(補助金の返還)

第17条 事業実施主体は、第11条又は前条の規定による取消しを受けた場合において、

すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。

- 2 事業実施主体は、第8条第6号及び第19条第2項の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金のあるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第14条の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金の納付)

第18条 事業実施主体は、第16条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

- 2 事業実施主体は、第13条第4項又は前条の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
- 3 前2項の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めたときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(財産処分の制限)

第19条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定するものを、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第9号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認にあつては、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付すことがある。

(報告の徴収)

第20条 協会は、事業実施主体又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。

- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が前

条第1項の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第10号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 事業実施主体は、補助事業により取得した財産であつて協会が指定したものについて、当該補助事業年度(当該補助事業について第6条の規定による交付の決定のあった日の属する年度をいう。)の次年度以降3年間毎年度その利用状況につき翌年の8月31日までに協会に報告しなければならない。

(補助事業及び間接補助事業の監査)

第21条 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、事業実施主体及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。

- 2 協会が特に指定した事業については、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第3項に規定する監査法人による監査を実施することがある。

(申請書及び通知書等の経由)

第22条 都道府県の区域内を事業地区とする団体に係る補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体から協会に提出する書類及び協会から補助事業の申請をした者又は事業実施主体に送付する書類は、その団体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(帳簿等の保管)

第23条 事業実施主体又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第14条の規定による確定通知を受領した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第19条第1項ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあつてはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。

(雑則)

第24条 補助事業について、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1部とする。

- 2 協会は、補助事業の選定の申請をする者又は事業実施主体にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 3 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則(令和5年3月 27 日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和5年度以降の補助事業から適用し、令和4年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年4月1日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和5年度以降の補助事業から適用し、令和4年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月 19 日)

- 1 この要綱の一部変更は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の一部変更による変更後の規定は、令和6年度以降の補助事業から適用し、令和5年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この変更の実施の際現に存する変更前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別 表

畜産振興事業補助実施要綱別表

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
I 馬の改良増殖推進事業	<p>(1) 登録推進</p> <p>家畜改良増殖法に基づく登録業務であること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>登録推進費</p>	<p>定 額</p>	<p>令和3年度から5年間以内</p>
	<p>(2) 重種種馬の導入</p> <p>ア 導入する種馬は、公益社団法人日本馬事協会の登録規程(以下「登録規程」という。)に基づく輓系馬であること。</p> <p>イ 導入する種馬は、別に定める登録を受けていること。</p> <p>ウ 導入する種馬のその他の要件は別に定める。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>種馬導入費</p>	<p>定 額</p>	<p>令和3年度から5年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(3) 重種雌馬の改良増殖推進</p> <p>① 奨励金交付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の重種雌馬を自ら導入若しくは自家保留するか、又は導入若しくは自家保留した飼養者に対して純粋種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>(イ) 重種雌馬(純粋種を除く。)を自ら導入若しくは自家保留するか、又は導入若しくは自家保留した飼養者(新たに飼養を開始する者を含む。)に対して重種雌馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>(ウ) 地方競馬で行われるばんえい競馬において出走歴を持つ種雌馬を自ら導入若しくは自家保留するか、又は導入若しくは自家保留した飼養者に対してばんえい競馬出走馬繁殖奨励金を交付する事業</p> <p>ウ 奨励金の対象となる重種雌馬(①のイのウを含む)は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 登録規程に基づく血統登録を受けた馬であって、①のイの(ア)及び(イ)にあつては輓系馬であること。</p> <p>(イ) 登録規程に基づく繁殖登録について、当該年(当該年度の4月1日を含む1月1日から12月31日までをいう。)に登録を受けたもの、又は既に登録を受けたものであつて当該年に導入したものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、1歳以上で、繁殖登録時4歳以下(既に繁殖登録を受けたものにあつては導入時4歳以下)であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあつては、繁殖登録時9歳以下(既に繁殖登録を受けたものにあつては導入時9歳以下)であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 奨励金の交付対象となる重種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>種雌馬奨励費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和3年度から5年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>② 導入貸付事業</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき実施されるものであり、確かな飼養管理等の技術指導者がいること。</p> <p>イ 次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>(ア) 純粋種の重種種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>(イ) 重種種雌馬(純粋種を除く。)を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>(ウ) 地方競馬で行われるばんえい競馬において出走歴を持つ種雌馬を導入し、飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付ける事業</p> <p>ウ 導入費の対象となる重種種雌馬(②のイの(ウ)を含む)は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 登録規程に基づく血統登録を受けた馬であって、①のイの(ア)及び(イ)にあっては輓系馬であること。</p> <p>(イ) 登録規程に基づく繁殖登録について、当該年(当該年度の4月1日を含む1月1日から12月31日までをいう。)に登録を受けたもの、又は既に登録を受けたものであって当該年に導入したものであること。</p> <p>(ウ) 年齢について、1歳以上で、繁殖登録時4歳以下(既に繁殖登録を受けたものにあっては導入時4歳以下)であること。ただし、ばんえい競馬の出走馬にあっては、繁殖登録時9歳以下(既に繁殖登録を受けたものにあっては導入時9歳以下)であること。</p> <p>(エ) 当該年から起算して3年間、繁殖の用に供されること。</p> <p>エ 導入費の対象となる重種種雌馬のその他の要件は別に定める。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>種雌馬導入費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和3年度から5年間以内</p>

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>(4) 重種馬の繁殖奨励</p> <p>① 優良種雄馬繁殖奨励 種雄馬の維持活用を図るため、次の事業を実施していること。</p> <p>種雄馬の維持活用を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理するか、又は飼養する者に対して種付奨励金を交付する事業</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>種付奨励費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	令和3年度から5年間以内
	<p>② 子馬生産奨励 重種馬の生産を促進するために、次の事業を実施していること。</p> <p>重種馬の生産を促進するため、別に定める要件を満たす重種馬を自ら生産したか、又は生産した者に対して生産奨励金を交付する事業</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>生産奨励費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	令和3年度から5年間以内
	<p>③ 改良促進奨励 重種馬のけん引能力の改良促進又は優良種雌馬の資源確保を図るために、次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>[優良種雄馬改良促進奨励] 重種馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雄馬を自ら管理していたか、又は飼養していた者に対して奨励金を交付する事業</p> <p>[優良種雌馬改良促進奨励] 重種馬のけん引能力の改良を図るため、別に定める要件を満たす種雌馬を自ら管理していたか、又は飼養していた者に対して奨励金を交付する事業</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>優良種雄馬改良促進奨励費</p> <p>優良種雌馬改良促進奨励費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和3年度から5年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	<p>④ 生産技術指導</p> <p>ア 都道府県の馬産振興計画に基づき重種馬の生産振興のための生産技術指導に係る奨励金(以下「指導奨励金」という。)を交付していること。</p> <p>イ 別に定める要件を内容とする指導奨励金交付規程を定めていること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	指導奨励費 推進事務費	定額 定額	令和3年度から5年間以内
	<p>(5) その他</p> <p>馬の改良増殖に資するため必要であると認められるもの。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助 事業名	補助事業の要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間
Ⅱ 畜産 経営技術 指導事業	<p>(1) 地域畜産支援指導等体制強化 都道府県の支援を受けて、自らの体制強化と別に定める要件を満たす次のいずれかの事業を実施していること。</p> <p>ア 畜産経営の支援体制の強化を図る事業</p> <p>イ 地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための事業</p> <p>ウ 馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>業務費</p> <p>体制強化費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和4年度から3年間以内
	<p>上記アからウまでの事業に準ずる業務及び都道府県において上記事業の事業実施主体の業務を円滑かつ適正に実施するための指導を実施していること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>業務費</p> <p>体制強化費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和4年度から3年間以内

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
	(2) その他 研修、講習等畜産経営技術指導に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
III 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策	酪農生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
2 肉用牛生産対策	肉用牛生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
3 中小家畜の生産対策	中小家畜の生産対策に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
4 草地・飼料の有効利用推進	草地・飼料の有効利用に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
5 家畜の飼養環境改善	家畜の飼養環境改善に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
6 家畜衛生推進	家畜衛生推進に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

補助事業名	補助事業の要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
IV 家畜畜産物等流通合理化事業	家畜畜産物等流通合理化に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。
V その他畜産振興事業	馬事・畜産に関する知識の普及その他畜産の振興に資するため特に必要であると認められるもの。	第2条第3項各号に掲げる団体	別に定める経費	予算の範囲内において類似の補助事業の補助率等を勘案して別に定める。	事業の内容により別に定める。

別紙様式

様式第1号

〇〇年度畜産振興事業選定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金〇,〇〇〇円の交付方よろしくお願いいたします。

なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしたがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 (〇〇年〇〇月〇〇日現在)

2 補助事業名

3 補助事業を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会	(都道府 県)						
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

- (注) ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含む税額」と明示すること。
- イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。

5 補助事業の完了期日 〇〇年〇〇月〇〇日

6 補助事業の実施場所

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(※1)

項目	単位	基準値 ※2 (○年度)	※3 当該年度目標	中長期目標 ※4 (○年度)	検証 ※5 データ等

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(※6)

(4) 直接指標(※7)

項目	単位	基準値 ※2 (○年度)	※3 当該年度目標	最終年度目標 ※8 (○年度)	検証※5 データ等

(※1) 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

(※2) 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。

(※3) 当該年度末時点の目標値を記載すること。

(※4) 事業開始から5～10年後を目安とした中長期の目標値を記載すること。

(※5) 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。

(※6) 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。

(※7) 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

(※8) 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。

8 補助事業の内容及び所要経費

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○) ○○○支店(支店コード○○○○)
普通・当座 口座№○○○○号 口座名義 ○○○○○(フリガナ)

10 添付書類

「畜産振興事業実施上の注意事項」に記載の書類を添付すること

様式第2号

〇〇年度畜産振興事業変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第8条第2号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を()書きで上を書くこと。

区分	補助事業に 要する経費	補助金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金 の 担保状況	備考
		協会	(都道府県)						
	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円		
計									

3 変更する理由

4 変更する内容

(1) 指定したものの数量の2割を超えるもの

区分	名称	数量(面積、長さ、頭数、回数、人数等)
変更前		
変更後		

(2) 補助事業の実施場所

区分	補助事業の実施場所	市街化区域内外の別	土地・施設確保の状況
変更前			
変更後			

(3) 指定したものの主要構造の変更

区 分	名 称	構 造
変更前		
変更後		

(注) 内容は(1)～(3)に該当するもののみを記載すること。

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画

6 補助事業の内容及び所要経費

7 添付書類

選定申請書に添付したもので、その後変更のあったものについては変更後の書類又は図面

様式第3号

〇〇年度畜産振興事業延期承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業について下記の理由により、予定の期間内に完了の見込みがないので、完了期日の延期を承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第8条第3号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 延期する理由

3 延期後の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

4 補助事業の内容、所要経費及び延期期間

区分	名称	金額	延期期間					当初完了月日迄の見込み事業量 (%)
			9.30	12.31	3.31	6.30	9.30	

5 添付書類

- (ア) 施設設置事業にあつては、施工者の作成した施設ごとの延期承認申請書提出時における工事別出来高が明らかとなる書類
- (イ) 今後の遂行計画書(工程表)

様式第4号

〇〇年度畜産振興事業中止(廃止)報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知がありました補助事業については、下記の事由により中止(廃止)のやむなきに至りましたので、畜産振興事業補助実施要綱第8条第5号の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補助金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会	(都道府県)						
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

3 中止(廃止)の理由

様式第5号

〇〇年度畜産振興事業廃用処分承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり廃用処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第8条第6号の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(要する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(要する) 経費	補助対象 事業費	補助金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金 の 担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	円	円	円	円	円			
計										

3 廃用処分する理由

4 廃用処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 廃用処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の廃用処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 家畜を廃用する場合にあつては、獣医師の診断書の写し

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による補助金の交付の決定の通知(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による変更承認通知)(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による延期承認通知)に基づいて下記のとおり事業を完了しましたので、畜産振興事業補助実施要綱第13条第1項の規定により報告します。

なお、併せて精算額〇,〇〇〇円の交付を請求します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した経費の配分及び負担区分※交付決定通知に記載の金額を()書きで上に書くこと。

区分	補助事業に要した経費	補助対象事業費	補助金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円		
計										

(注)ア 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含む税額」と明示すること。

イ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と明示すること。

3 補助事業の実施場所

4 補助事業を完了した期日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況

(注) 選定申請書の様式を参考にして記載すること。

6 補助事業の内容及び所要経費

(注) 交付決定通知内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。

7 補助金振込先金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇〇)

普通・当座 口座No ○○○○号 口座名義 ○○○○○(フリガナ)
(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。
選定申請時又は直近の概算払申請時の金融機関名に変更がない場合は「一」を記入すること。

8 添付書類

「畜産振興事業実施上の注意事項」に記載の書類を添付すること

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年度に実施した畜産振興事業(事業名)について、下記により事業の実施状況等の評価したので、畜産振興事業補助実施要綱第13条第2項の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業実施主体等（間接補助事業者を含む）
- 3 事業の実施期間 〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 事業の概要（事業の計画、事業の必要性、意義等を記載）
（注）選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。
- 5 事業の評価（必要性、効率性、有効性等を具体的に記載）

(1) 成果指標

項目	単位	基準値※1 (〇年度)	※1 当該年度目標	※2 当該年度実績	中長期目標※1 (〇年度)	検証 ※1 データ等

(2) 当該年度実績（成果指標）に対する自己評価

(3) 直接指標

項目	単位	基準値※1 (〇年度)	※1 当該年度目標	※2 当該年度実績	最終年度目標※1 (〇年度)	検証 ※1 データ等

(4) 当該年度実績（直接指標）に対する自己評価

- (※1) 選定申請書に記載した数値等を記載すること。
(※2) 当該年度末時点の実績値を記載すること。

6 事業の支障となっている事項及び改善事項

事業区分	支障となっている事項	具体的な改善策

--	--	--

7 都道府県又は中央団体による意見

(注) 当該補助事業の実施状況を踏まえ、都道府県又は中央団体の見解(評価)を記載すること。

8 特記事項

(注) 上記 4～6 に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。

9 添付書類 (報告上必要となる書類は、添付すること)

様式第8号

〇〇年度畜産振興事業仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって交付の決定の通知(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による変更承認通知)(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による延期承認通知)のありました補助事業に係る補助金について、畜産振興事業補助実施要綱第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額〇,〇〇〇円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- 1 補助事業名
- 2 畜産振興事業補助実施要綱第14条の補助金の額の確定額 〇,〇〇〇円
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号による額の確定通知額)
- 3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額・・・A 〇,〇〇〇円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額・・・B 〇,〇〇〇円
- 5 補助金返還相当額・・・(B-A) 〇,〇〇〇円
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
- 7 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
- 8 添付書類 上記4、6及び7の内訳等が明らかとなる書類

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
名称
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施要綱第19条第2項の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(する) 経費	補助対象 事業費	補 助 金			自己 資金	借入 金	寄付 その他	借入金 の 担保状況	備考
			協会	(都道府県)						
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

3 財産処分する理由

4 財産処分の内容

- (1) 処分しようとする財産
- (2) 処分の方法

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 財産処分に係る事業実施主体の総会又は役員会議事録の写し
- (2) 当該財産の財産処分承認申請時の簿価が明らかとなる書類
- (3) 譲渡又は交換する場合にあっては、譲渡又は交換を受ける者が協会に対して要綱の規定及び交付の決定の条件にしたがって財産を使用する旨を明記した誓約書
- (4) 貸付けする場合にあっては、借受者が貸付者に対して当該財産を当初の目的どおり使用する旨を明記した誓約書の写し
- (5) 担保に供する場合にあっては、借入金の使用目的、借入先、借入の条件及び返済計画を明記した書類

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地
 名称
 代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により取得した財産について、下記のとおり減失したので、畜産振興事業補助実施要綱第 20 条第 2 項の規定により報告します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(する) 経費	補助対象 事業費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金 の 担保状況	備考
			協会	(都道府 県)						
	円	円	円	円	円	円	円	円		
計										

3 減失した財産

4 減失した理由

5 減失後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

- (1) 当該財産の減失時の簿価が明らかとなる書類
- (2) 家畜を減失した場合にあっては、獣医師が作成した検案書の写し

様式第 11 号

〇〇年度畜産振興事業事前着工の協議について

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名 称
代表者氏名

〇〇年度において、畜産振興補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第7条第1項の規定に基づき、別添の内容について協議を申し入れます。

記

- 1 補助事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。
- 2 補助事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。
- 4 この協議が整うまでは着工しないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

事業実施主体候補者名	事業名	事業内容	概算事業費	着工予定 年月日	完了予定 年月日	事前着工 の理由

様式第 12 号

〇〇年度畜産振興事業事前着手の届け出について

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
名称
代表者氏名

〇〇年度において、畜産振興補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)しておりますので、下記条件を了承のうえ、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第7条第2項の規定に基づき、別添の内容について届け出ます。

記

- 1 補助事業の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は補助事業の選定申請を予定(又は、選定申請を)している者が負担すること。
- 2 補助事業として一部若しくは全部が選定されない場合又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請予定額(又は、交付申請額)に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 概算事業費に含まれていない項目については、原則として、補助の対象にならないこと。

※別添として以下の内容を記載した書類をあわせて提出すること。

事業実施主体候補者名	事業名	事業内容	概算事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	事前着手の理由

〇〇年〇〇月〇〇日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒 所在地
 名 称
 代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇地全協補第〇〇号をもって補助金の交付の決定の通知のありました補助事業については、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払交付を申請します。

記

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協会	(都道府県)						
	円	円	円	円	円	円			
計									

(注) 選定申請書に記載した内容を記載のこと。

3 概算払を必要とする理由

4 概算払申請額の交付の決定の額に対する比率(交付率)が 50%を上回る場合、その理由

5 概算払申請額

経費区分	交付の決定の額 (A)	概算払申請額 (B)	交付率 (B/A)	備考
	円	円	%	

(注) 交付率は小数点以下第二位を切上げた数値を記載すること。

6 補助金振込先金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇〇)

普通・当座 口座№ 〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇〇〇(フリガナ)

(注) 金融機関コード、支店コードは必ず記入すること。

選定申請時又は直近の概算払申請時の金融機関名に変更がない場合は「—」を記入すること。

7 添付書類

中間状況報告書(事業の進捗状況が明らかとなるもの)

(令和 6 年度)

畜産振興事業補助実施要綱

要綱別表に掲げる「その他」事業等特に必要であると認められる事業の要件設定



地方競馬全国協会

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 馬事普及啓発推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るためイベントの開催、学術研究、表彰事業等を実施すること。</p> <p>イ 馬事普及啓発推進費補助金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>馬事普及啓発推進費</p> <p>推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和5年度から5年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・要件イにいう実施要領 ・事業の一部を委託する場合にあつては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等) ・備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ 	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあつては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物 	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・備品の納品書、請求書及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 優良重種馬生産奨励

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 重種馬の生産意欲の向上を図るため、ばんえい競馬の競走出走馬の生産者に対して優良重種馬生産奨励金を交付するものであること。</p> <p>イ 優良重種馬生産奨励金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	ばんえい競馬生産者奨励費	定額	令和5年度から3年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・要件イにいう実施要領</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・対象馬ごとの生産者賞交付額一覧</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・補助事業関係書類 ・間接補助事業関係書類 ・生産者ごとの生産者賞交付一覧</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 優良重種馬生産者支援啓発

畜産振興課(R6)

要件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類
<p>ア ばんえい競馬の重賞出走馬の生産者への支援を通じて、重種馬の生産意欲の高揚を図るとともに、競馬ファンに重種馬そのものへの理解を深めてもらうためのイベントの開催、表彰事業等を実施するものであること。</p> <p>イ 優良重種馬生産者支援啓発費補助金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>優良重種馬生産者支援啓発費</p> <p>推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会场上借料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	令和4年度から3年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・要件イにいう実施要領 ・事業の一部を委託する場合には、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等) ・備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあつては、帳簿等保管書類とする。)委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・備品の納品書、請求書及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 重種種馬施設等整備(機械施設等導入)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 重種種雌馬の飼養環境や、事業参加者の経営改善を図るために必要な畜舎環境改善機械等を導入(リース事業者から直接または事業実施主体を通じて再貸付方式により借り受ける場合を含む。)する取り組みであること。</p> <p>イ 事業参加者は日本馬事協会が行う「重種種馬導入事業」により導入するばんえい競馬引退雌馬(重種種雌馬)を、生産頭数の拡大を目的として借受け、ばんえい競馬に出走させるための重種馬生産に従事する者(貸付馬飼養者)又は重種種雌馬の改良増殖推進事業で過去3年間に奨励金の交付を受けた者(奨励金受給者)であること。</p> <p>ウ 地方競馬全国協会重種種馬施設等整備事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>機械施設等導入費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定率 (貸付馬飼養者) ・2/3以内 ・補助金限度額 1,000万円/1事業参加者 (奨励金受給者) ・1/2以内 ・補助金限度額 750万円/1事業参加者</p> <p>定額 (50万円以内)</p>	<p>令和4年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・重種種馬施設等整備事業参加申込書(写し) ・事業参加申込一覧表 ・個別意見概要書 ・機械施設導入に必要なもの ア 機械器具等の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、平面図及び立面図 ウ 機械器具等の見積書、カタログ又は設計図 ・リースを利用して導入した場合には、リース事業者等の見積書(写し) (・継承者(担い手等)が主たる経営の従事者となる覚書等(写し))</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業参加者一覧表 ・機械施設導入に必要なもの ア 機械器具等の完成後の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払分については請求書)の写し エ 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設置状況が明らかとなるもの) [ア、イについては、選定申請書に添付したものと同一の場合は、完了報告書の8の当該欄に、「申請書に添付した図面と同じ」と明記し、添付を省略しても差支えない。] オ リースを利用して導入した場合 ・リース物件契約書(写) ・補助事業により取得したリース物件の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・リース事業者と事業実施者及び事業実施主体との契約書(写)</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・リース物件の契約書、納品書、請求書及び領収書、借受書 ・利用実績 ・その他補助事業に係る請求書及び収書 ・自己資金による導入に必要なもの ア 機械器具等の請書、納品書、請求書及び領収書 イ 固定資産台帳(備品台帳を含む。)</p>
<p>申請書・完了報告書添付書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械器具等の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のもの若しくは今後設置(予定)のものすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。 ・平面図及び立面図は、大きさ、長さ、深さ等が明らかなるもので作成者の氏名・押印のあるもの。 ・見積書、設計図は、作成月日及び作成者の氏名・押印のあるもの。 							

I 馬の改良増殖推進事業（5）その他 重種種馬施設等整備（施設等整備）

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 重種馬の飼養頭数の維持・拡大を図るため、重種馬生産に係る施設及び設備を整備（以下「施設等整備」という。）するものであること。</p> <p>イ 地方競馬全国協会重種馬施設等整備事業実施要領に基づき実施すること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>施設等整備費 施設等改善費 (改善費とは、修繕に係る経費をいう。) (修繕とは、工作物の位置及び原形を変更せず、若しくは些少の変更を加えるものであって、その一部若しくは全部に修理を加えることをいう。)</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定率 ・1/2 以内 ・補助金限度額 750万円/1事業参加者</p> <p>定額 (50万円以内)</p>	<p>令和4年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・重種種馬施設等整備事業参加申込書(写し) ・事業参加申込一覧表 ・個別意見概要書 ・建物、構築物、機械器具及び設備の配置図 ・建物及び構築物の平面図及び立面図並びに経費見積書 ・機械器具及び設備の見積書、カタログ又は設計図 ・事業参加者が自家施工する場合については、整備計画(規模、整備内容がわかるもの)及び資材等の見積書(写し) ・事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県以外の都道府県で補助事業を実施しようとする場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類の写し ・土地確保を証する書類 ・補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図 ・当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図 ・補助事業の選定を申請する者の消費税及び地方消費税の</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図 ・建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図 ・領収書(未払分については請求書)の写し ・完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設置状況が明らかとなるもの) 〔配置図、平面図及び立面図については、選定申請書に添付したものと同一の場合は、完了報告書の8の当該欄に、「申請書に添付した図面と同じ」と明記し、添付を省略しても差支えない。〕 オ 事業参加者が自家施行した場合には整備実績(規模、整備内容がわかるもの)及び資材等購入した領収書(未払分については請求書)の写し</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・施設等整備に必要なもの ア 他の都道府県で補助事業を実施した場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類 イ 土地の権利書又は借受契約書 ウ 工事の請負契約書、設計書(図面を含む。)、仕様書、出来高明細書、着工届、竣工届、請求書及び領収書 エ 直営工事にあつては、資材の納品書、請求書、領収書、人夫の出役簿、作業日誌、賃金台帳及び領収書 オ 機械器具又は設備の請書、納品書、請求書及び領収書 カ 固定資産台帳(備品台帳を含む。) キ 施設の運営管理規程 ク 利用実績 ケ 施設を利用させる場合にあつては、利用規程・利用契約書 コ 保存登記書(表示登記書でも可) サ その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>
<p>申請書・完了報告書添付書類について ・建物、構築物、機械器具及び設備の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のもの若しくは今後設置(予定)のものすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。〔機械器具は据付工事の伴うもののみとする。〕 ・建物及び構築物の平面図及び立面図並びに経費見積書は、原則として建築士が作成したものとし、建物の平面図は、部屋割を明らかにして、それぞれの広さが積算できるもの。立面図は、庇等の長さが明らかなるもの。構築物の平面図及び立面図は、大きさ、長さ、深さ等が明らかなるもので作成者の氏名・押印のあるもの。見積書は、主要工事の経費〔仮設工事〇〇円、基礎工事〇〇円等〕のみ記載し、直営で施行する部分がある場合及び古材等を使用する場合(事業実施主体自ら購入するものとし、支給品とすること。)はその旨を明記し、見積月日及び見積者の氏名・押印のあるもの。〔ただし古材等購入費については別途その見積書を添付すること。〕 ・機械器具及び設備の見積書又は設計図は、作成月日及び作成者の氏名・押印のあるもの</p>							

				<p>納税対応状況を明らかにした書類</p> <p>・家畜のふん尿処理を伴う施設を設置する事業にあつては、</p> <p>(a)事業実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し</p> <p>(b)ふん尿を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し</p> <p>(c)浄化処理の場合は、浄化施設的能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類</p> <p>(d)乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機的能力(前処理として固液分離する場合にあつては、その固液分離機的能力も含めること。)及び処理過程が明らかとなる書類(畜舎等から乾燥(焼却)機を通り生成物の処理が終るまでの機構図)</p>	
--	--	--	--	--	--

Ⅱ 畜産経営技術指導事業 (2) その他 馬の装蹄技術講習及び装蹄師の養成

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 馬の装蹄技術の向上を図るため、地方競馬場で装蹄業務を行う者を対象とする講習会を開催するものであること。</p> <p>イ 最新の装蹄技術を見聞するため、広く海外の装蹄師と交流を図り、技術の向上を図るものであること。</p> <p>ウ 装蹄師を養成する講習会を開催するものであること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	馬の装蹄技術に係る講習会及び海外装蹄競技大会等派遣並びに装蹄師の養成に係る講習会の経費	定額	令和4年度から3年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・装蹄技術に係る講習会の開催に関する実施要領及び開催計画 ・海外装蹄競技大会派遣に係る実施要領及び実施計画 ・馬の装蹄師の養成に係る講習会の実施計画</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・各講習会、装蹄競技大会開催概要(日時・場所・人数が分かるもの) ・各講習会の受講者(養成者)一覧 ・当該補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・各講習会に係る開催計画及びその結果が明らかとなる書類、出席者名簿、各講習会に係る請求書並びに領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・物品の納品書、請求書、領収書 ・消耗品の納品書、請求書及び領収書 ・通信運搬費の支出明細の明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

Ⅱ 畜産経営技術指導事業 (2) その他 畜産教育支援

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>全国の農業高等学校、農業大学校及び畜産関係の講座を有する大学の教職員に対して、畜産経営・飼養管理技術、家畜・畜産物衛生等の知識向上を図るため、研修会の開催等を行う取組であること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>畜産教育支援費 (旅費、会議費、謝金、会場借上料、教材費、印刷製本費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・各研修会の受講者(養成者)一覧</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>

II 畜産経営技術指導事業（2）その他 畜産技術情報収集・提供事業

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
畜産技術の普及・定着を図るため、生産現場に必要な情報の調査・収集、研修会の開催やインターネットによる情報公開の仕組みを構築する取組等を実施するものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>調査費（調査旅費、原稿料等）</p> <p>研修等開催費（テキスト原稿料、印刷費等）</p> <p>技術情報提供費（HP改修費等）</p> <p>推進事務費（謝金、旅費、会場借料、消耗品費、技術料、通信運搬費等）</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和4年度から3年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領 ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品の領収書(未払分については請求書の写し及びカラー写真) ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 その他 飼養管理指標検査普及推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 飼養管理指標検査の精度管理体制の強化に必要な研修会等を実施するものであること。</p> <p>イ 新たな校正乳提供体制整備に必要な調査等を実施するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>会議等開催費(検討会・研修会等)</p> <p>校正乳採取・検査費(技術料を含む。)</p> <p>推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合には、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品(10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 その他 国産ナチュラルチーズ高付加価値化推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア チーズ工房に対する国産チーズスターター周知等のため、要望調査、消費者向けイベントの開催等を実施するものであること。</p> <p>イ 国産チーズスターターの実用化を図るため、粉末形状等のスターターの試作、当該スターターを用いたチーズの試作、そのチーズの分析を実施するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>会議等開催費(会場借上料、旅費、謝金、資料作成費等)</p> <p>国産スターター利用によるチーズ試作費(スターター製造費、試作品分析費等)</p> <p>推進事務費(技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定率(機械リースについては2/3以内)</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・機械施設導入に必要なもの ア 機械器具等の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、平面図及び立面図 ウ 機器販売事業者(又はリース事業者)等の見積書及びカタログ又は設計書の写し</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・機械施設等の導入に必要なもの ア 機械器具等の完成後の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払い分については請求書)の写し エ 設置後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1基又は1台ごとにその配置状況が明らかとなるもの) オ リースを利用して導入した場合はア～エに加え、 ・リース契約書(写) ・公募要領で定められた事業期間中にリース契約を変更した場合は、当初のリース契約書(写)に加え、変更後のリース契約書(写) ・リース料の領収書(未払い分については請求書)の写し</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・事業の実施状況(研修会、現地指導・調査等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧 ・チーズスターター及びチーズの試作に係る計画、結果、分析に関する書類、試作に係る請求書及び領収書 ・リース物件の契約書、納品書、請求書及び領収書、借受書 ・機器の利用実績 ・固定資産台帳(備品台帳を含む)</p>
<p>申請書・完了報告書添付書類について ・機械器具等の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のもの若しくは今後設置(予定)のものすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。 ・平面図及び立面図は、大きさ、長さ、深さ等が明らかなもので作成者の氏名・押印のあるもの。 ・見積書、設計図は、作成月日及び作成者の氏名・押印のあるもの。</p>							

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 その他 乳用牛改良体制支援

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
ゲノミック評価技術を活用し、改良速度の加速化や耐病性等の新たな形質の評価を活用した乳用牛改良を進めるため、取組計画の策定や課題検討を行うとともに、疾病情報や DNA 解析等のデータ収集や分析等を実施するものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	事業推進等会議費(会場借上料、旅費、謝金等) データ収集・集計費(遺伝子解析費、役務費等) 広報資料作成費(原稿料、印刷費、動画作成費等) 推進事務費(技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定額 定額 定額 定額	令和6年度から3年間以内	(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり	(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり	(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり (当該事業に必要な保管書類) ・事業の実施状況(推進会議、検討会、勉強会、意見交換会等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧

Ⅲ 畜産経営合理化事業 2 肉用牛生産対策 その他 肉用牛性選別精液利用地域改良推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>県有種雄牛の需要にも対応した性選別精液の供給体制を構築するため、性選別精液の生産に必要な機器について事業実施主体の自己資金による導入であること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>機械施設等導入費</p> <p>会議等開催費 (会場借上費、会議費、旅費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定率(2/3以内)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・機械施設導入に必要なもの ア 機械器具等の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、平面図及び立面図 ウ 機器販売事業者等の見積書及びカタログ又は設計書の写し</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・機械施設等の導入に必要なもの ア 機械器具等の完成後の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払い分については請求書)の写し エ 設置後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1基又は1台ごとにその配置状況が明らかとなるもの)</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・納品書、請求書及び領収書、借受書 ・機器の利用実績 ・固定資産台帳(備品台帳を含む。)</p>
<p>申請書・完了報告書添付書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械器具等の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のもの若しくは今後設置(予定)のものすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。 ・平面図及び立面図は、大きさ、長さ、深さ等が明らかなもので作成者の氏名・押印のあるもの。 ・見積書、設計図は、作成月日及び作成者の氏名・押印のあるもの。 							

Ⅲ 畜産経営合理化事業 3 中小家畜の生産対策 その他 持続的発展を目指した山羊・めん羊飼養管理推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
肉用山羊の飼養管理の改善による生産性向上のための飼養実態把握及びめん羊の耕作放棄地等における放牧に必要な飼養管理技術に関する調査を行うとともに、これらの調査結果を活用した研修会等を実施すること。	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>会議等開催費 (会場借上料、旅費、諸謝金等)</p> <p>調査費 (旅費、諸謝金、資料費等)</p> <p>研修会開催費 (会場借上料、旅費、講師謝金、印刷費、資料作成費等)</p> <p>報告書等作成費 (原稿料、印刷費、報告書等発送費等)</p> <p>推進事務費 (消耗品費、技術料、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和5年度から3年間以内	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合には、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品(10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 3 中小家畜の生産対策 その他 豚の家畜人工授精師講習会開催支援

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>豚の家畜人工授精師免許の取得希望者に対し、講習会の受講機会を提供するため、豚の家畜人工授精師講習会を開催するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>検討会開催費 (旅費、謝金、会場借上料等)</p> <p>講習会開催費 (会場借上料、旅費、講師謝金、実技用資材費、印刷費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・事業の実施状況(検討会、講習会等)が明らかとなるカラー写真</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 4 草地・飼料の有効利用推進 その他 放牧を中心とした持続的畜産普及拡大推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>放牧を取り入れた畜産の普及推進を図るため、生産者を対象とした研修会や現地指導・調査の実施、生産者・消費者を対象としたイベントや交流会の取組等を実施するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>放牧指導者等育成研修会開催費</p> <p>現地指導、課題調査費</p> <p>認証拡大、関係者交流促進費</p> <p>消費者理解醸成・情報提供、交流会開催費</p> <p>推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和4年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合には、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・生産者を対象に行う研修会、現地指導・調査、生産者、消費者を対象に行うイベント、交流会等、事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業で実施した研修会、イベント、交流会等の参加者から回答されたアンケートの結果 ・研修会の受講者一覧</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議、研修会、現地指導・調査、イベント、交流会等の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、これらの実施に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 4 草地・飼料の有効利用推進 その他 飼料用稲専用品種普及推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>畜産農家が求める品質の飼料生産に資する専用品種の普及等が重要であることから、各地域における気象やほ条件を踏まえた栽培技術等を普及させるため、実証ほを活用した調査・分析、研修会、情報提供等を行うものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>普及推進委員会等開催費 (旅費、謝金、通信運搬費等)</p> <p>普及資料作成費 (通信運搬費、資料作成費等)</p> <p>技術実証費 (旅費、消耗品費、飼料分析費、調査費、通信運搬費等)</p> <p>技術指導費 (旅費、謝金、通信運搬費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・事業の実施状況(研修会、現地指導・調査、実証ほを活用した調査等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧等</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 4 草地・飼料の有効利用推進 その他 飼料作物優良品種普及活用

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>地域条件に応じた飼料作物の安定生産に向けて、優良品種の普及を図るため、栽培・利用技術向上のための技術指導、生産技術に関する情報発信、優良事例の調査・普及等を行うものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>推進委員会等開催費 (旅費、謝金、通信運搬費等)</p> <p>栽培・利用技術普及指導費 (旅費、謝金、通信運搬費、専門家派遣費、消耗品費等)</p> <p>啓発普及活動費 (通信運搬費原稿料、資料作成費、広報費等)</p> <p>優良事例調査費 (旅費、謝金、専門家派遣費、等)</p> <p>飼料作物安定生産対策費 (旅費、原稿料、印刷製本費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施状況(研修会、現地指導・調査等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧等</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 5 家畜の飼養環境改善 その他 畜産におけるアニマルウェルフェアの普及推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>生産者や消費者等に対して、畜産のアニマルウェルフェアの普及推進を図るために、広報資材の作成やシンポジウム等のイベントを実施するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>検討会開催費 (会場借上料、旅費、諸謝金等)</p> <p>広報資材作成費 (原稿料、印刷費、通信運搬費等)</p> <p>シンポジウム等開催に必要な経費 (会場借上料、旅費、諸謝金、企画費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施状況(シンポジウム等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧等</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 その他 馬飼養衛生管理特別対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を全国的な規模で図るものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るために必要な経費</p>	<p>定額</p>	<p>令和4年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業に関する実施要領 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託要領</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・当該補助事業により作成した成果物及び配布先一覧</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・物品の納品書、請求書、領収書 ・消耗品の納品書、請求書及び領収書 ・通信運搬費の支出明細の明らかなる書類 ・委託契約書、受託者の事業実績報告書、委託事業に係る成果物 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 その他 経口ワクチン散布技術効率化

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
ア 豚熱経口ワクチンの散布地点・散布方法選定の差異による影響を分析するための現状を把握する取り組みであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	現状調査費 (技術料、旅費、消耗品費、通信運搬費等)	定額	令和5年度から3年間以内	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり
イ 野生イノシシにおける豚熱の発生状況に応じた豚熱経口ワクチンの散布地域・散布方法の選定技術の検証に資する取り組みであること。		検証調査費 (技術料、消耗品費、旅費等)	定額		(当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領 ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあつては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)	(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあつては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品(10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物	(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書
ウ 野生イノシシを対象とした豚熱経口ワクチンの散布地点・散布方法の普及・定着に資する取り組みであること。		普及・定着資料費 (映像資料費、技術料、会場借上費、旅費、消耗品費等)	定額				
		推進事務費 (アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上費、消耗品費、通信運搬費等)	定額				

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 その他 家畜疾病検査信頼性向上対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 家畜保健衛生所における検査能力及び精度管理体制拡充のために、外部精度管理調査対象疾病の検討等を行う運営委員会や作業部会、内部精度管理に関する研修等を実施するものであること。</p> <p>イ 運営委員会開催費、作業部会開催費、内部精度管理研修開催費の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p> <p>【機械設備等導入】</p> <p>ウ 検体製造・保管体制整備費の交付にあたっては、精度管理用検体の製造・保管に必要な機械等を導入(リース事業者から直接借り受ける場合を含む)する取り組みであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>精度管理調査拡充費</p> <p>(ア) 運営委員会開催費</p> <p>(イ) 作業部会開催費</p> <p>(ウ) 内部精度管理研修開催費</p> <p>(エ) 海外精度管理体制調査費</p> <p>(旅費、謝金、会議費、会場借上料、報告書作成費等)</p> <p>精度管理調査検体作成費</p> <p>(検体試作費、材料費、検体製造プロトコール作成費、報告書作成費、印刷費等)</p> <p>検体製造・保管体制整備費</p> <p>(機械施設等導入費等)</p> <p>推進事務費</p> <p>(技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定率 (機械リースについては2/3以内)</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・機械施設導入に必要なもの ア 機械器具等の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、平面図及び立面図 ウ 機器販売事業者(又はリース事業者)等の見積書及びカタログ又は設計書の写し</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・機械施設等の導入に必要なもの ア 機械器具等の完成後の配置図 イ 設置して使用するものにあつては、完成後の平面図及び立面図 ウ 領収書(未払い分については請求書)の写し エ 設置後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1基又は1台ごとにその配置状況が明らかとなるもの) オ リースを利用して導入した場合はア～エに加え、 ・リース契約書(写) ・公募要領で定められた事業期間中にリース契約を変更した場合は、当初のリース契約書(写)に加え、変更後のリース契約書(写) ・リース料の領収書(未払い分については請求書)の写し</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・リース契約書、納品書、請求書及び領収書、借受書 ・機器の利用実績 ・固定資産台帳(備品台帳を含む) ・事業の実施状況(運営委員会、作業部会、内部精度管理研修会、海外精度管理体制調査)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧</p>

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 その他 農場消毒強化技術実用化推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類	
畜産農場において、実用性のある消毒効果を高める技術の効果及び技術的課題の検証並びにその技術の現場移転を実施するものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	農場消毒技術実証調査費 (技術料、消耗品費、運搬費、通信費、旅費、謝金等)	定額	令和6年度から3年間以内	(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり	(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり	(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり	
		技術情報収集・提供費 (調査費、消耗品費、通信運搬費、原稿料、会場借料、旅費、謝金、原稿料、消耗品費、印刷費、通信運搬費等)	定額		(当該事業に必要な添付書類) ・消毒効果を増強する技術に関する既存の研究成果等が分かる資料			(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施状況(研修会、現地指導・調査等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧等
		委員会等開催費 (旅費、謝金、会場借料、通信運搬費等)	定額					
		推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定額					

V その他畜産振興事業 その他 馬事畜産振興推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>馬事及び畜産の振興、また、地方競馬の社会的貢献についての理解醸成を目的として、新規市場(競馬場、畜産イベント会場等)における畜産物の実証展示(無料配布を含む。)等を行うものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>物品購入費 広報宣伝費 馬事畜産振興推進費 推進事務費(アルバイト賃金、技術料、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額 定額 定額 定額</p>	<p>令和4年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合には、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等) ・備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあつては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) ・備品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜舎特例法に基づく畜舎建築に係る建築士向け技術解説等普及

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>畜舎特例法に基づき建築する畜舎等を設計する建築士や、認定作業を行う都道府県の実務担当者が必要とする解説の策定のための検討会の開催、実態を把握するための現地調査の実施及び解説等の作成・配布の取組を実施するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>検討会開催費 (資料作成費、委員謝金、委員旅費、会議費、印刷費等)</p>	定額	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び制作した物品(10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書)の写し及びカラー写真 ・補助事業により作成した成果物</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書</p>
		<p>畜舎等の実態・状況現地調査費 (委員謝金、委員旅費、技術料、農家謝金等)</p>	定額				
		<p>解説策定費 (資料作成費、通信運搬費、消耗品費、技術料、印刷費等)</p>	定額				

V その他畜産振興事業 その他 蜜源植物安定生産技術実証・普及

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
蜜源植物の植栽を推進する上で課題となっているレンゲの害虫防除技術や蜜源樹木の移植から採蜜できるまでの期間の短縮化を図る技術の実証及び普及を行うものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	天敵線虫による防除試験費 (天敵線虫費、調査旅費・謝金等) 天敵蜂の増殖・放飼試験費 (天敵蜂増殖費、網室設置費、調査旅費・謝金、農薬登録申請費等) レンゲの遅まき等による防除試験費 (レンゲ栽培・管理費、調査旅費・謝金等) 蜜源樹木利用促進技術普及費 (試験樹木費、移植作業費、調査旅費・謝金等) 推進事務費 (技術料、会場借料費、委員旅費・謝金、資料作成費等)	定額 定額 定額 定額	令和5年度から3年間以内	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり (当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・事業の一部を委託する場合にあっては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託先一覧、委託事業の計画書、委託費の積算根拠等)	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり (当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の一部を委託した場合には、委託契約書の写し(ただし、受諾契約にあっては、帳簿等保管書類とする。)、委託事業の実績報告書、委託先一覧等、委託事業に係る成果物 ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・補助事業により購入及び製作した物品(10,000円以上のもの)の領収書(未払分については請求書の写し及びカラー写真) ・補助事業により作成した成果物	(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり (当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書及び領収書 ・出張命令簿、復命書、旅費の領収書及び旅費規程 ・アルバイトの出役簿及び領収書 ・会議の開催計画及びその結果が明らかとなる書類、会議出席者名簿、会議に係る請求書並びに領収書 ・委託事業関係文書 ・受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し ・委託した事業の受託者側の運営状況が明らかとなる書類 ・その他補助事業に係る請求書及び領収書 ・事業により農薬登録を行った場合は、その申請書等関係書類の写し

V その他畜産振興事業 その他 馬人材育成体制整備

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>・高度な馬人材(馬を扱う専門知識・技術を負った者)の育成に資するため、教育機関(獣医・畜産系大学、農業高校)において、実馬を用いた馬人材育成に関する教育プログラム(以下、馬人材育成プログラムという。)を策定し実施するための取組(体制構築及び環境整備)であること。</p> <p>・事業実施前に既に馬に関する専門的な教育を実施しており、馬人材育成に相当の実績があること。</p> <p>・馬人材育成プログラムを長期的かつ継続的に行う計画性を有していること。</p> <p>・長期的かつ安定的に優秀な馬人材を輩出し、もって馬産業(特に馬産地、競馬界)への貢献を確約できること。</p>	<p>第2条第3項第6号に掲げる団体</p>	<p>施設等整備費 (馬人材の育成に必要なとする施設・設備等の整備に要する経費)</p> <p>飼養環境整備費 (馬人材育成に必要な馬の飼養環境整備に要する経費)</p> <p>馬人材育成プログラム策定費 (会議費、旅費、謝金、その他教育プログラムの策定に必要な経費)</p> <p>推進事務費 (消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、その他事務経費)</p>	<p>定率 (2/3以内、ただし理事長が特に認めた場合にあっては、理事長が別に定める率)</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和5年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(施設設置に共通するもの) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の予算書 ・事業の計画書 ・備品(単価10,000円以上のもの)の見積書およびカタログ ・本事業により策定する馬人材育成プログラムの内容及び長期計画が明らかとなる書類 ・馬に関する専門的な教育及び馬人材育成に関する実績が明らかとなる書類 ・本事業による長期的な馬産業への貢献を示す書類</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(施設設置に必要なもの) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・会議の開催概要(日時・場所・人数・検討内容がわかるもの) ・補助事業により取得した備品(単価10,000円以上のもの)の領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真 ・この事業により策定した馬人材育成プログラムの内容が明らかとなる書類 ・馬人材育成プログラムの長期計画が明らかとなる書類</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(施設設置に必要なもの) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・物品の納品書、請求書、領収書 ・会議の開催概要(日時・場所・人数・検討内容がわかるもの)、出席者名簿、会議に係る請求書及び領収書 ・謝金、旅費の領収書及び旅費規程 ・策定した馬人材育成プログラム(プログラムの内容を変更した場合も同様とする)及びその実施状況並びに馬産業への就業者数が明らかとなる書類</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜産物輸出対応生産円滑化

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>生産者の畜産物輸出に対する意識向上等を図り、畜産物の輸出拡大に資するための会議開催、輸出相談窓口の設置、畜産物輸出に関する情報提供や理解醸成、輸出先国における飼養管理技術等の調査等の取組を実施するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>会議、研修会等開催費 (会議費、会場借上料、旅費、謝金、資料作成費等)</p> <p>理解醸成等関係資料作成費 (資料作成費、印刷費、通信運搬費、原稿料等)</p> <p>先進事例調査費 (旅費、原稿料、印刷費、通信運搬費等)</p> <p>輸出相談窓口設置運営費 (会議費、会場借上料、旅費、謝金、資料作成費、通信運搬費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>

V その他畜産振興事業 その他 鶏卵流通レジリエンス強化促進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
鶏卵の安定供給を図るため、供給体制の再構築に向けた検討会の開催や鶏卵の需要を緊急的に回復させるためのプロモーション等を実施するものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>会議等開催費 (会場借料、旅費、諸謝金等)</p> <p>広報資料等作成費 (原稿料、印刷費、通信運搬費等)</p> <p>プロモーション開催費 (会場借料、メニュー開発費、アンケート実施・分析費、アルバイト賃金等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和6年度から3年間以内	(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・プロモーション等事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・プロモーション等の参加者から回答されたアンケート結果 ・プロモーションの参加者一覧</p>	(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり

V その他畜産振興事業 その他 新技術を活かした次世代畜産技術者育成推進実証

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
ゲノミック評価などの新技術を活用できる次世代畜産技術者の育成を図るため、農業高校等で管理されている牛のゲノミック評価を行い、その結果を基に計画交配案を作成し生まれた産子の生後早期のゲノミック評価を実施するとともに、生産者との意見交換等を行うものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>会議等開催費 (会場借上費、謝金、旅費等)</p> <p>技術者育成推進費 (遺伝子検査費、ゲノミック評価費、凍結精液費、登録費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和6年度から3年間以内	(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり	(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のII添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) 事業の実施状況(シンポジウム等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧等</p>

V その他畜産振興事業 その他 地域特性を有する家畜の改良増殖等推進

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>馬、めん山羊、鶏といった地域で改良増殖に取り組まれている畜種について、生産の高度化等を図るため、課題の把握や対処方法の取りまとめを行うため、生産者、学識経験者、流通・消費者団体等の多様な者において意見交換等を行うものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>会議等開催費 (会場借上費、謝金、旅費、資料作成費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) 事業の実施状況(研修会、現地指導・調査等)が明らかとなるカラー写真、参加者一覧</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜産物の適正な価格形成に向けた理解醸成対策

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>畜産物の適正な価格形成に向けた消費者の理解醸成のため、新聞、テレビ・Web、情報誌等各種媒体を活用した広報を行うための資材の作成や情報発信を実施するとともに、適正な価格形成に関する意識調査を行うものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>検討会議開催費 (会場借料、委員旅費、謝金、資料作成費等)</p> <p>広報等活動費 (企画制作費、掲載料、調査分析費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜産振興特別対策(牛繁殖技術映像制作教育支援)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>酪農及び肉用牛繁殖経営における各県、各地域の人工授精技術向上のため、深部注入や超音波検査など、最新技術を組み入れた人工授精技術の普及のための動画を制作し、講習会等での活用や広く配布を行うものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>(ア)会議等開催費(会場借料費、委員謝金、旅費等)</p> <p>(イ)事業費(映像撮影・編集に係る経費、DVD複製・配布、牛借上料、ホルモン剤等)</p> <p>(ウ)推進事務費(事務員旅費、管理諸費、通信運搬費、消耗品費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の実施状況の概要(動画制作、講習会等での活用、配布) ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜産振興特別対策(2025日本国際博覧会の食材の調達コードを満たす畜産物供給促進) 畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>①大阪・関西万博への食材の調達コードを満たす畜産物の調達を確保するため、食材の調達コードを満たす畜産物個別基準(畜産 GAP等)の認証取得に取組む農場等と万博食材供給予定業者の間での取引を促すよう、万博食材供給予定業者向けに大阪・関西万博への食材調達に意欲的な農場等の畜産 GAP等の取組状況等に関する分かりやすい動画の制作・提供等の広報コンテンツの整備、両者間によるマッチング商談会等の運営を支援するものであること。</p> <p>②万博食材供給予定業者の求める食材の調達コードを満たす畜産 GAP等認証畜産物の供給を確保するため、万博食材供給予定業者のニーズに合致し、同万博への食材調達に意向のある農場等の初回認証取得等を支援する取組であること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>①</p> <p>(ア) 実需者向け食材の調達コードを満たす畜産 GAP等認証取得農場の情報の収集：整理費 (会場借料費、委員等謝金・旅費、映像制作編集費等)</p> <p>(イ) マッチング商談会等の運営費 (会場借料費、委員等謝金・旅費、配信機器レンタル料、音響資材費等)</p> <p>(ウ) 推進事務費 (技術指導費、雑役務費)</p>	定額	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・事業の実施状況の概要(認証取得支援にあつては、支援対象者が大阪・関西万博に GAP等認証畜産物を供給する意向確認書の写し(万博食材供給予定業者名の記載又は公的機関等による第三者の確認がされているもの)) ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>
		<p>(ア) 個別・団体認証支援費 (初回認証取得等審査料、審査旅費等の1/2相当)</p> <p>(イ) 推進事務費 (技術指導費、雑役務費、消耗品費、通信運搬費等)</p>	定額		定額		
		<p>(イ) 推進事務費 (技術指導費、雑役務費、消耗品費、通信運搬費等)</p>	定額		定額		

V その他畜産振興事業 その他 畜産振興特別対策(堆肥成分分析促進)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>【機械設備等導入】 堆肥中の炭素(C)、窒素(N)の含量及び堆肥のC/N比(特に有機炭素/全窒素比)の測定に必要な装置の導入であること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>機械施設等導入費</p>	<p>定率(2/3以内)</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜産振興特別対策(重種馬等生産体制強化)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>重種馬の肥育経営に比べ、繁殖経営の取組が低調である地域において、技術向上及び新たな担い手確保に向けた緊急的な戸別調査を行い、適時適確な支援策の検討を行うことにより、繁殖経営の戸数増加、ばんえい用競走馬生産の裾野拡大を図るものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>(ア)重種馬飼養実態調査・結果分析費 (調査設計・実施・集計の委託費、調査協力謝金、調査結果分析・資料作成費等)</p> <p>(イ)関係者協議会費 (会場借上費、会議費、印刷費等)</p> <p>(ウ)推進事務費 (旅費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領</p>	<p>(全事業に必要な添付書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書 ・実態調査の概要(日時・場所・調査者・調査先、調査内容等が分かるもの) ・事業の実施状況が明らかとなるカラー写真 ・謝金支払先一覧</p>	<p>(全事業に必要な保管書類) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜産振興特別対策(鶏肉生産におけるカンピロバクター菌低減対策推進)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>国内大手事業者における衛生管理の取組事例及び当該衛生管理下における肉養鶏のカンピロバクター菌の保菌状況、文献等による効果的な対策事例の調査を行い、これらの調査結果から優良取組事例を整理し、生産者へ周知を行うものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>(ア) 検討会開催費 (会場借上料、委員謝金、旅費、資料作成費、消耗品、通信運搬費等)</p> <p>(イ) 調査費 (試料採取関連費(送料を含む。)、資料分析費等)</p> <p>(ウ) 推進事務費 (技術料、アルバイト料、旅費、消耗品費、通信運搬費、冊子作成・配布費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業実施要領</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書</p>	<p>(全事業に共通する事項) ・畜産振興事業実施上の注意事項に記載のとおり</p>

V その他畜産振興事業 その他 畜産振興特別対策(ランピースキン病まん延防止自主対策促進)

畜産振興課(R6)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ランピースキン病の発生が確認されている地域において、他農場や他地域への感染拡大をより確実に防止するためには発生農場からの移動牛を迅速にとう汰することや、発生農場での早期とう汰が有効であることから、自主的に発症牛等をとう汰した生産者が家畜を再導入し、経営を継続する取組に対して奨励金を交付するものであること。</p>	<p>第2条第3項各号に掲げる団体</p>	<p>(ア) ランピースキン病感染拡大防止対策奨励費 (自主淘汰時の家畜の再導入の取組支援)</p> <p>(イ) 事業推進費 (淘汰牛等データの管理費、その他事務費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施報告書</p>	<p>(全事業に共通する事項) 畜産振興事業実施上の注意事項のⅡ添付書類等に記載のとおり</p>